

# 令和7年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業 委託業務企画提案公募実施要領

この要領は、令和7年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務の実施にあたり、企画提案公募（プロポーザル）を行い、総合的な審査により業務予定者を選定するため必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

令和7年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務

※動画は愛媛県公式 YouTube チャンネル、JA 全農えひめホームページに掲載済み

### (2) 業務の目的

「かんきつ王国えひめ」の県内外での更なる認知獲得を目指し、令和6年度に制作した旬の愛媛県産かんきつを月ごとに紹介する PR ソング・動画「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」の認知度アップを図るとともに、SNS 等での情報拡散や、テレビ、新聞、情報誌などのメディアでも取り上げてもらえるような「話題性のある」かつ「映えやすい」デジタルの取組みやリアルイベント等（以下、「イベント等」という。）を実施する。

### (3) 予算上限額

6,080 千円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳 ①認知度アップ業務 3,080 千円（消費税及び地方消費税を含む）

②イベント等実施業務 3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 委託業務の内容

別紙「令和7年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務仕様書（案）」に基づいた企画を立案するもの。

### (5) 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

## 2 プロポーザルへの参加資格

本業務の実施にあたり、専門的かつ十分な能力を有し、以下の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の利益となる活動を行う者が事業者の経営等に関わっていないこと。

※共同事業体で参加しようとする場合、代表者及び構成員は、それぞれ（1）～（3）の資格要件を満たすこと。

### 3 実施要領の配布

#### (1) 配布期間

令和7年6月13日（金）から令和7年6月30日（月）まで

#### (2) 配布方法

実施要領は、えひめ愛フード推進機構ホームページ及び愛媛県ホームページの「入札情報」に掲載するほか、(3) で定める配布場所において配布する。

#### (3) 配布場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 えひめ愛フード推進機構事務局  
(愛媛県農林水産部食ブランドマーケティング課 内)

※実施要領を受け取る場合の受付時間は、(1) の配布期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までとする。

### 4 参加申込み

#### (1) 提出書類

- ①「企画提案公募（プロポーザル）参加表明書【様式第1号】
- ②「事業者概要及び業務実施に関する実績表【様式第2号】

#### (2) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時（必着）

#### (3) 提出先の注意事項

- ・別表の担当窓口へ提出の上、電話連絡にて到達状況を確認すること。
- ・郵送又は電子メールにて提出すること。
- ・資格要件を満たさない事業者に対しては、郵送にてその旨通知する。

### 5 企画提案公募（プロポーザル）に関する質問

#### (1) 受付期間

令和7年6月13日（金）～6月27日（金）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

電子メールにて提出すること。その際には、「企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問票【様式第3号】」を使用すること。

#### (3) 注意事項

件名は「令和7年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務企画提案公募に関する質問」とし、電子メールを送信後、担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

#### (4) 送信先アドレス

別表担当窓口のとおり

#### (5) 回答方法

質問及び回答については、参加表明書の提出があった全ての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

#### (6) 回答予定日

令和7年7月1日（火）

(7) その他

上記(1)の受付期間以外の質問は、原則回答しない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出物

①企画提案書

- 構成は自由だが、えひめ愛フード推進機構事務局及び全国農業協同組合連合会愛媛県本部と連携した内容とすること。
- 受託者は、業務にかかる企画、交渉、調整、諸手続き、各種手配の一切の業務を行うことを念頭に作成すること。
- 用紙は、A4判両面使用とし、縦書きもしくは横書き（左綴じ）で作成すること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。

②見積書

- あて先は「えひめ愛フード推進機構 会長 中村時広」宛てとし、代表者印を押印すること。
- 消費税及び地方消費税を記載すること。

③財務関係諸表

- 「貸借対照表」及び「損益計算書」（直前2年間分の写し）

(2) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

【別表】担当窓口のとおり。

(4) 提出方法及び提出部数

提出方法：郵送又は持参に加え、電子メールで提出

提出部数：正本1部、副本9部

(5) 注意事項

- ・1事業者（共同事業者）につき2提案までとすること。
- ・①認知度アップ業務、②イベント等実施業務各々の提案内容がわかる資料とすること。  
※①認知度アップ業務、②イベント等実施業務のうち、いずれか一方のみの提案も可。
- ・独自の提案があれば、その内容を盛り込むこと。
- ・①認知度アップ業務、②イベント等実施業務各々の見積書を作成すること。
- ・提案を取り下げる場合は、「取下げ願い書（様式第4号）」を担当窓口へ提出すること。
- ・企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合にも、同様に「取下げ願い書（様式第4号）」を担当窓口へ提出すること。
- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記(2)の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは、認めない。
- ・企画提案書の作成及び提出に伴う費用は全て企画提案者の負担となる。
- ・郵送で提出する場合は、受付期間内に必着するものとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

## 7 業務予定者の選定審査

### (1) 選定方法

審査は、選定委員会を設置し、「令和7年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務企画提案公募（プロポーザル）審査基準（別添資料）」に基づき、原則として、提出された企画提案書及びプレゼンテーション等により行う。

### (2) プレゼンテーション

#### ○開催日及び場所

開催日：令和7年7月31日（木）

場 所：JAビル（松山市南堀端町2番地3）

※正式な日時及び場所、時間については別途応募者へ通知する。

### (3) 発表要領

プレゼンテーションの配分時間の目安は以下のとおり

準備・・・・・・・・5分

説明・・・・・・・・20分

※①認知度アップ業務、②イベント等実施業務のいずれか一方のみの提案の場合、説明時間は10分とする。

質疑応答・・15分程度

### (4) その他

○提出期限までに提出した「企画提案書」（紙ベースもしくはパワーポイント）での説明としプレゼンテーションでの新たな資料の提出や配布は認めない。

○プロジェクター及びスクリーンは機構で用意する。

○パソコンを使用する場合は当日持参のこと。

## 8 審査結果

選定委員会における審査を経て、文書で参加事業者に通知する。

ただし、順位や採点結果を通知するものではない。

なお、通知日は、令和7年8月上旬（予定）とする。

## 9 契約

### (1) 契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、別に定める予定価格の範囲内で、委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について、一部変更する場合がある。

なお、①認知度アップ業務、②イベント等実施業務について、それぞれ最も優れた提案として評価した業務予定者と協議を行うため、別発注となる場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

## 10 公平なプロポーザルの確保

公平なプロポーザルの執行のため、次の項目を遵守すること。なお、参加事業者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加事業者をプロポーザルに参加させず、プロポーザルの執行を延期又は取りやめることがある。

- (1) 参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加事業者は、競争を制限する目的で他の参加事業者と参加意思及び提案内容等について、相談を行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加事業者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

## 11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、目的を十分理解した上で、えひめ愛フード推進機構事務局及び全国農業協同組合連合会愛媛県本部と協議しながら業務を進めること。
- (2) (1) の協議結果や業務の調整の必要性等から、提案内容の一部について、中止や変更、差し替えを求める場合があること。
- (3) 既存 WEB サイト及び各種 SNS のコンテンツ制作、更新、運用を実施する場合は、えひめ愛フード推進機構事務局、全国農業協同組合連合会愛媛県本部、また、必要に応じて WEB サイトの管理運營業務の受託者と十分協議すること。
- (4) 委託期間において、適時必要に応じ、えひめ愛フード推進機構事務局と業務打合せを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認すること。
- (5) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと

## 12 説明会の開催

説明会を開催するので、参加を希望する者場合は、以下の連絡先に 6 月 23 日（月）午後 5 時までに電子メールにより申し込むこと。ただし、各社 2 名までとする。

日時：令和 7 年 6 月 25 日（水）13：30～

場所：JA ビル 4 階第 5 会議室（松山市南堀端町 2 番地 3）

連絡先：Imamura-makoto@zennoh.or.jp

JA 全農えひめ 総務課 今村誠

## 13 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提案された提案書については、返却しない
- (3) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

### 【別表】担当窓口

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

えひめ愛フード推進機構事務局（愛媛県農林水産部食ブランドマーケティング課）

電話 089-912-2569 / E-mail brand@pref.ehime.lg.jp